

2024 年日本政府年次報告
「開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約（第 131 号）」
（2016 年 6 月 1 日～2024 年 5 月 31 日）

1. 質問（a）について

〔第 1 条〕

船員の最低賃金制度適用者数について、別添 1 のとおり、最新の情報を提供する。

〔第 3 条〕

前回までの報告で、船員の最低賃金の水準の決定にあたって考慮すべき事項として、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第3項及び第7条としていたが、正しくは「最低賃金法第35条第3項及び第7項」である。

2. 質問（b）について

（1）2019 年条約勧告適用専門家委員会のダイレトリクエストについて

前回報告において、2012 年条約勧告適用専門家委員会ダイレトリクエストに対して回答した漁業船員の最低賃金について、最新の状況を報告する。

我が国の船員法上の全ての漁船員は、最低賃金法が適用されており、最低賃金を決定しかつ随時調整することができる機関として、交通政策審議会が設置され、関係労使団体の代表者が平等な立場で十分な協議が行われることから、ILO 第 131 号条約を満たしている。

しかしながら、漁業者の多くは、最低賃金額が定められていない状況にある。

これは、実際の最賃額を設定するにあたり、関係労使の合意が得られた漁業業種から順次行っている状況にあることによる。

このような状況の中、2022 年、関係労使の合意が得られ、最低賃金の設定漁業業種の拡大（近海かつお一本釣漁業、遠洋かつお一本釣漁業、近海まぐろはえ縄漁業）に対する最低賃金額が決定されたところである。今後も、全漁業種への最低賃金額の設定へ向け、関係労使と調整しつつ、検討を行う。

3. 質問（c）について

前回までの報告で、最低賃金及び最低工賃の不払額の支払を受ける権利を有する期間について、2 年間と定められていると報告していたが、最低賃金については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第115条及び第143条第3項の改正により、現在は3年間と定められている。

2024年3月31日現在、321労働基準監督署及び4支署に、3,112名の労働基準監督官が配置されている。

2022年における労働基準監督官が実施した臨検監督の件数、臨検監督時に認められた法律違反及び送致件数は以下のとおり。

		2022年
最低賃金法	監督件数	142,611
	第4条違反件数	3,359
	第4条送致件数	12
家内労働法	監督件数	34
	第14条違反件数	10
	第14条送致件数	0

2024年3月31日現在、9地方運輸局、1運輸監理部、33運輸支局及び18海事事務所並びに沖縄総合事務局に、208名の船員労務官が配置されている。

2016年4月1日から2023年3月31日までに船員労務官が監査した船舶及び事業場の数は、27,482件で、最低賃金法第4条違反が1件あった。

4. 質問（d）について

本報告の写しを送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

日本経済団体連合会の意見書を別添●に、日本労働組合総連合会の意見書を別添●に添付する。【P】

5. 質問（e）について

関係する労働者団体及び使用者団体から意見は受け取っていない。

船員の最低賃金決定状況

2024年3月末日 現在

		適用船員数 (人)		金額 (月給) (円)	
		職員	部員	職員	部員
中央決定分	内航鋼船運航業	18,499	5,254	258,950 (242,500)	200,350 (191,050)
	海上旅客運送業	1,441	1,986	255,750 (200,750)	192,900
	かつお・まぐろ漁業	2,395		203,300(1人歩船員)	
	大型いかつり漁業	19		203,300(1人歩船員)	
地方決定分	内航鋼船運航業 及び木船運航業	4,336	1,079	261,500～258,950 (245,050～242,500) はしけ長 261,500～ 259,700	202,750～200,350 (193,450～191,050)
	海上旅客運送業	2,364	1,217	255,800～254,300	194,400～187,500
	沖合底びき網漁業	2,017		215,600～191,800(1人歩船員) ※189,500(1人歩船員)	
	大中型まき網漁業	2,850		216,000～191,800(1人歩船員) ※194,350～199,300(1人歩船員)	

- (注)1. 適用船員数(人)は2023年4月1日現在である。
- 内航鋼船運航業及び木船運航業の職員は、若年船員とそれ以外の船員とに区分され、()内が若年船員である。
 - 内航鋼船運航業及び木船運航業の部員は、経験3年以上と3年未満とに区分され、()内が経験3年未満の者である。
 - 海上旅客運送業の職員は、事務部職員とそれ以外の職員とに区分され、()内が事務部職員である。
 - ※印は、地域別最低賃金である。
 - 「1人歩船員」とは、雇用契約において、報酬の全部又は一部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たり基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいう。